



**\* 住宅増改築等工事完了後の払出（適格払出） \***

裏面

**【適格払出時のお取り扱いおよび必要書類】** 必要な書類をご確認ください。

2023.4版

お取り扱い	必要書類	チェック
A. 工事完了後、残りの金額の全てを払出し、契約は <b>終了</b> します。	② 支払請求書 ② 建物の登記事項証明書（発行後6か月以内のもの・ <b>北</b> -可） ③ 住民票（発行後6か月以内のもの・ <b>北</b> -不可） ④ 増改築等工事証明書（ <b>北</b> -可） または建築確認済証（ <b>北</b> -）、検査済証（ <b>北</b> -） <b>注1</b> ⑤ 「工事請負契約書（ <b>北</b> -）」または「見積書（ <b>北</b> -）」（工事費用がわかるもの） <b>注2</b>	<input type="checkbox"/>
B. 工事完了後、残りの金額の一部を払出し、契約を <b>継続</b> します。	① 支払請求書 ② 建物の登記事項証明書（発行後6か月以内のもの・ <b>北</b> -可） ③ 住民票（発行後6か月以内のもの・ <b>北</b> -不可） ④ 増改築等工事証明書（ <b>北</b> -可） または建築確認済証（ <b>北</b> -）、検査済証（ <b>北</b> -） <b>注1</b> ⑤ 「工事請負契約書（ <b>北</b> -）」または「見積書（ <b>北</b> -）」（工事費用がわかるもの） <b>注2</b>	<input type="checkbox"/>
C. 工事完了後、残りの金額を払出しせずに、契約を <b>継続</b> します。	① 建物の登記事項証明書（発行後6か月以内のもの・ <b>北</b> -可） ② 住民票（発行後6か月以内のもの・ <b>北</b> -不可） ③ 増改築等工事証明書（ <b>北</b> -可） または建築確認済証（ <b>北</b> -）、検査済証（ <b>北</b> -） <b>注1</b> ④ 「工事請負契約書（ <b>北</b> -）」または「見積書（ <b>北</b> -）」（工事費用がわかるもの） <b>注2</b>	<input type="checkbox"/>

**注1** 工事金額が75万超から100万円以内の場合は、「増改築等工事証明書（**北**-可）」の代わりに「増改築等工事完了届原本（**北**-不可）」で代替可能です。特定増改築等工事の場合、補助金等の金額は工事費用から差し引き、払出金額を算出します。

**注2** 頭金払出時にすでに提出されている場合は不要です。ただし、工事費用を増額された場合には必要となります。

**【増改築の工事完了後のお取り扱い時の注意点】**

必要書類は、頭金払出から2年、または増改築工事完了日から1年、または退職（転籍含む）、転任（役員昇格等）その他の理由により、不適格事由に該当した日から1年のいずれか早い日までにご提出ください。期間内にご提出いただけない場合はご契約は解約していただくこととなり、**5年遡及課税**の対象となります。

**5年遡及課税**とは…住宅購入や住宅の増改築等の目的以外で払出（解約）した場合、解約の日前5年以内に支払われた非課税の差益についても、非課税の適用がなかったものとして、解約の日において遡って課税されることをいいます。

**\* 今回ご契約継続でのお手続きをされた後、課税解約（目的外解約）された場合にも、この5年遡及課税が適用されます。**

\* 単身赴任で増改築された住宅に契約者ご本人が居住されない場合は、別途必要な書類が発生いたします。詳しくは「お問い合わせ先」までご連絡ください。

**<その他の注意事項>**

- ① 退職（転籍含む）、転任（役員昇格等）その他の理由により、不適格事由に該当した日から1年を経過した日以降にお支払いする生存給付金は、課税扱いとなります。
- ② 積立を中断されている場合には、2年以内に積立を再開する必要があります。ただし、2年以内に契約が消滅する場合にはこの限りではありません。

**<お問い合わせ先>**

以上の内容を確認いたしました。

年 月 日 契約者名

勤務先 携帯 自宅（日中連絡先 : - - ）

第一生命保険株式会社 東京団体事務課 財形グループ  
 〒104-8691 東京都江東区豊洲3-2-3 私書箱504号  
 電話番号 0120-998-665  
 受付時間：月～金曜日9時～17時  
 （祝日・年末年始は除きます）